議案第3号

富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について 富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 平成29年6月6日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)が施行されたことに伴い、関係する規定の整備をするため、条例の一部を改正するものである。

富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

富津市個人情報保護条例(平成16年富津市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号利用法第26条において 準用する場合を含む。)」を加える。

第35条中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加え、「同法第23条第1項及び第2項に規定する記録」を「情報提供等記録」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。